

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

対米追従、武器商売が平和原則を呑み込む

国際潮流に逆らう議論なき政策転換

武器輸出
三原則の緩和

11年12月27日、藤村修内閣官房長官は「平和貢献・国際協力」における武器の国外移転と、「国際共同開発・生産」を「武器輸出三原則」の例外とする談話を発表した。国際貢献活動における武器使用を自明の前提としつつ、日米ミサイル防衛共同開発・生産と生産品の輸出を求める米国の要求、並びに防衛産業の維持と国際競争力の確保という経済界の要請に応える、平和原則からの後退である。それは同時に、武器貿易条約(ATT)を追求する武器輸出規制の国際的努力に逆行する。

「三原則」を巡る経緯

1967年4月21日の衆議院予算委員会において、佐藤栄作首相は、以下のような国々には武器輸出を禁止するとの原則を示した。①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争の当事国またはそのおそれのある国。76年2月27日に三木内閣が示した「政府統一見解」は、①三原則対象地域に対しては武器の輸出を認めない、②三原則対象地域以外の地域については「武器」の輸出を慎む、③武器製造・管理設備の輸出は武器に準じて扱うことを明らかにし、「三原則」を一定前進させた。

しかし80年代以降、政府は次のような例外を導入し、「三原則」を後退させてきた。

※米軍向けの武器技術供与を許容(83年1月4日「内閣官房長官談話」(2ページ)。後藤田正晴長官、中曽根内閣)。

※米国との弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産は「三原則」の対象外とする。(04年12月10日「内閣官房長官談話」。(細田博之長官、小泉内閣)。

背景に米国と産業界の圧力

12月27日の「官房長官談話」は、上記のような

個別「例外化措置」を敷衍して、「平和貢献・国際協力」と「防衛装備品等の国際共同開発・生産」に対して、次のような「包括的な例外化措置」を講じようというものである(五節)。

1. 平和貢献・国際協力に伴う相手国への武器移転は、「目的外使用」と「第三国移転」を防止するような「厳格な管理」を前提として、行えるようにする。
2. 武器の共同開発、生産は、「安全保障面での協力関係があり」、「共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合」には行うことができる。また、生産された物品の当該事案の参加国への移転は、目的外使用や第三国移転について政府による事前同意を義務付

今号の内容

「武器輸出三原則」の緩和を糺す
＜資料＞官房長官談話

追悼 服部 学さん(梅林宏道)

【図説】国連決議、各国の投票行動

中南米カリブ共同体が核廃絶決議
＜資料＞CELAC特別声明

【連載】いま語る-41

長尾 祥子さん(画家)

けることを条件に可能とする。

2. がミサイル防衛(MD)を念頭におくものであることは明かだ。これは、米国との共同開発と生産(これらはすでに上記のように「例外化」されてきた)にとどまらず、米国とMDで協力関係にある国々への製品の輸出に道を開くものである。09年11月に公表された米「欧州MD新構想」には、現在日米が共同開発中の迎撃ミサイルSM3・Block II Aを欧州に配備する計画が含まれている¹。この構想が新たな米ロ対立の要因となっていることは周知のとおりである²。米国の要求に応えるこの例外化措置が、「談話」のいう「国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念」(五節(3))にもとめることは明白である。1. については、少なくとも国会の事前承認事項とされるべきである。

産業界は「三原則」緩和を一貫して要求してきた。日本経団連が10年7月に発表した「新たな防衛計画の大綱に向けた提言」³は、約5000社(同提言)の防衛産業の技術・生産基盤の維持には国際競争力の強化が不可欠であり、「三原則」がその障害となっているとの認識から、次のように述べている。

【資料】「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話(抜粋)

2011年12月27日
(略)

一. 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところである。

二. (略)

三. 新大綱においては、近年の防衛装備品をめぐる国際的な環境変化について、「平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。」としており、政府は、こうした認識の下、平和国家としての基本理念を堅持しつつこのような大きな変化に対応するための方策について検討を行ってきた。

四. 今日の国際社会においては、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処等を効果的に行うことが各国に求められており、我が国は、平和国家として、国際紛争等を助長することを回避するとの基本理念を堅持しつつ、こうした平和貢献・国際協力への取組に、より積極的・効果的に取り組んでいく必要がある。同時に、国際社会の平和と安定を損なうおそれがある防衛装備品等の不正

な流通及び拡散を防止するため、途上国等の輸出管理能力の強化に向けた支援などにも積極的に取り組んでいくべきである。また、我が国は、これまで米国との間で安全保障に資する防衛装備品等の共同研究・開発を行ってきたところであるが、国際社会が大きく変化しつつある中で、我が国の平和と安全や国際的な安全保障を確保していくためには、米国との連携を一層強化するとともに、我が国と安全保障面で協力関係にある米国以外の諸国とも連携していく必要があり、これらの国との間で防衛装備品等の国際共同開発・生産を進めていくことで、最新の防衛技術の獲得等を通じ、我が国防衛産業の生産・技術基盤を維持・高度化するとともに、コストの削減を図っていくべきである。

五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。

(1) 平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府

「(略)わが国は武器輸出三原則等により、国際共同研究開発に参加できず、いわば技術的な鎖国状態に陥っている。そこで、武器輸出および武器技術供与によって同盟国間の連携の強化や紛争の防止が可能となり、国際安全保障や平和維持に貢献する側面があることに注目して、欧米諸国などとの国際共同研究開発に積極的に取り組めるようにすべきである。(略)」

12月27日の「談話」は、この提言を全面的に受け入れるものであった。

米国と産業界からの要求によって、憲法平和主義には大きな風穴が明けられた。この重大な政策転換が大きな議論もなく行われたことは、日本の民主主義が機能不全に陥っていることを如実に物語っている。

国際潮流に逆行する「三原則」見直し

日本が「三原則」に基づく輸出管理の対象としている物品は「輸出貿易管理令⁴・別表」に示されている。これは「ワッセナー・アレンジメント」(以下、WA)⁵のリストに準拠したものだ。WAは

による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること(以下「目的外使用」という。)及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること(以下「第三国移転」という。)がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。

(2) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。

(3) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。



1997年11月23日、平和資料協同組合(ピースデポ)設立総会にて。

追悼 服部 学さん

梅林 宏道

本誌主筆・ピースデポ特別顧問

2012年1月11日、平和資料協同組合(ピースデポ)の初代代表であった服部学さんが亡くなった。もうすぐ86歳になるはずだった。12日と13日、故人の意思により、「湿っぽくなく賑やかに」花を手向け、思い出を語るお別れの会が横須賀でもたれた。永眠してなおハンサムに横たわる服部さんの顔を覗き込みながら、やはり込みあげて来る思いがあった。

服部学さんとの思い出はたくさんある。でも、ここで語べきは、ピースデポ代表になって頂いたときの経緯であろう。

ヨコスカ米海軍基地に核巡航ミサイル・トマホークを搭載する軍艦の母港化が始まったとき、それに反対する運動のなかで私はしばしば服部さんと接するようになった。80年代中頃であった。母港化の是非を審査する神奈川県民審査会をやったとき、服部さんが審査会の総合進行役を引き受けて下さった。審査会の総括の中から、横須賀市民が中心になって、米国の国家環境政策法(NEPA)を使って空母母港化について米国防長官らを相手取った訴訟を起こすことになった。その裁判でも服部さんと長く行動をともにした。裁判闘争はちょうど私が平和資料協同組合の設立準備を始

めた時期に重なる。

そのような中で、服部さんは、私がそれまで接することがなかった人々の輪に私を誘って下さった。同じ物理学の大先輩であったが、戦後科学者運動に概して批判的であった私の性向もあって、私は、ビキニ水爆実験問題や原潜寄港問題に取り組んできた世代の物理学者とほとんど交流がなかった。その垣根を壊してくれたのが服部さんであった。公平、無私、根から民主的であった服部さんの人柄のお陰だと思う。

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)で国際ネットワークを広げていた私は、必然的に1995年のNPT再検討・延長会議に向かって運動構築を始めていた。そんな時、服部さんは、長老の伏見康治さんをはじめ、小川岩雄、立花昭、大塚益比古、小沼通二さんたちと始めていた核拡散問題研究会に私を誘った。振り返ってみれば、この研究会が、平和資料協同組合の代表への就任をお願いする直接のきっかけになったと思う。

研究会が打ち出したNPT無期限延長に対する見解は、当時の多くの国際的NGOと軌を一にする。「無期限延長ではなく、NPTを核兵器禁止条約に切り替える方針で段階的に延長する」というものであった。おそらく原子力平和利用に関する考え方は私とは違っていた。しかし、そのことも含めて私は全幅の信頼をもって服部さんに代表のお願いに行った。大勢での酒席の思い出は沢山あるが、二人きりで酒を飲んだのは、97年のその時が最初で最後だと思う。

私の書棚には、借りっぱなしの服部さんの本が2冊ある。まだ出てくるかも知れない。許されるなら持ち続けていたいと願っている。(2012.1.25)

冷戦下の「対共産圏輸出統制委員会」(COCOM、50～94年)に代わって96年に発足した法的拘束力のない枠組みである。9カテゴリーの汎用品と22項目の通常兵器について、参加国(11年末現在40か国)は国内法に基づいて輸出管理、移転の相互通報などを行う。これが、現存する唯一の包括的武器輸出管理の国際枠組みである。

一方、09年国連総会では、法的拘束力のある武器移転基準を含む「武器貿易条約」(ATT)を交渉する会議を2012年に開催することが決定された。10年7月から12年2月までに4次にわたる準備委員会が開催され、その適用範囲、規準、実施メカニズム等に関する議論が積み重ねられている⁶。現段階でATTの規制対象として議論されているのは、国連憲章や国際人道法の侵害行為に使用される恐れのある通常兵器及び小型武器⁷であり、WAよりも狭い。これは、多くの国が武器の輸出そのものを容認している中で規制の困難さを反映している。この現実がもはや放置することのできない人道と人権への侵害を生み出しているとの危機感がATT議論の根底にはある。重要なことは、武器輸出規制は「緩和」ではなく「強化」こそが国際的な潮流であるということだ。

日本はATTプロセスにおいて積極的な役割を

演じてきた。外務省は「通常兵器の輸入、輸出及び移譲に際しては、自発的に厳しい基準(筆者注:「三原則」を含む)を適用してきた」日本の立場とATTは「軌を一にするものである」からであるとその理由を説明している⁸。

ATTプロセスが重要な局面を迎える中で行われた「三原則緩和」は、日本の平和主義への国際的な信頼を著しくそこなうであろう。

(田巻一彦)M

注

- 1 本誌第338号(09年10月15日)。
- 2 本誌第387号(11年11月1日)。
- 3 www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/067/honbun.html
- 4 昭和24年12月1日政令第378号。
- 5 「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」。www.wassenaar.org/
- 6 ATT準備委員会。www.un.org/disarmament/convarms/ArmsTradeTreaty/
- 7 通常兵器とは大量破壊兵器以外の武器。小型武器とは一人で携帯・使用可能な小火器と数名で運搬・使用可能な軽兵器、爆薬及び爆発物を指す。
- 8 「武器貿易条約に向けて:通常兵器の輸入、輸出及び移譲に関する国際基準の設定について(日本の見解)」、2007年4月。

「ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体」(CELAC)発足

特別声明で核兵器全廃への積極関与を表明

2011年12月2～3日、ベネズエラ・カラカスにおいて、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国・全33か国は首脳会議を開催し、「ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)」を設立した。

米大陸においては、米国とカナダが加わる枠組みである「米州機構(OAS)」(51年発足、本部：ワシントン)が、地域の平和と安全の強化や、加盟国間の諸問題の解決をはかることを目的として存在してきた。一方、欧米先進諸国による支配からの独立の歴史を歩んできたラテンアメリカ・カリブ海諸国は、地域として独自の発展を目指すための枠組みを追求、形成してきた。「リオ・グループ」(86年設立)や「ラテンアメリカ・カリブ諸国統合・発展首脳会議(CALC)」(08年設立)である。これらはCELACの設立によって発展的に解消される。

CELAC設立会議は、「カラカス宣言」¹、「2012カラカス行動計画」、「機構規約」の3つの基本文

書と、18の「特別声明」を採択した²。以下は、その中の1つとして採択された、「核兵器全廃に関する特別声明」の全訳である。声明は、ラテンアメリカ・カリブ地域が、多くの人々が居住する地域として初めて非核兵器地帯を設立したことを想起し、「すべての非核兵器地帯の設立は、核軍縮達成のための重要な貢献をなす」として、非核兵器地帯の設立を奨励している。声明はまた、核保有国が核軍縮義務を履行するよう強く求めるとともに、核兵器廃絶への計画を議論するハイレベル会議開催の必要性を訴え、同会議実現のためCELAC諸国として努力するとの意思を強く表明した。(塚田晋一郎)⑩

注

1 副題は、「独立闘争200周年記念の年に、我々の解放者たちの道を歩む」。

2 一連の文書の原文(スペイン語、仏語、ポルトガル語、英語)は、CELAC公式サイトで読める。www.celac.gob.ve

【資料】核兵器全廃に関する特別声明(全訳)

ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)首脳会議

2011年12月3日
ベネズエラ・カラカス

1. ラテンアメリカ及びカリブ諸国首脳は、2011年12月3日、ベネズエラ・ボリバル共和国のカラカスに集い、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)首脳会議の名において、現在の核兵器の存在とそれらの使用もしくは使用の威嚇の可能性が引き起こす、人類に対する脅威への深い憂慮を再確認した。この考えに立ち、諸国首脳は、最優先課題としての完全で検証可能な核軍縮の重要性を再確認するとともに、核不拡散の重要性をあらためて表明した。

2. CELACの設立にあたり、諸国首脳は、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯条約(トラテロコ条約)によって、世界で初めて、多くの人々が居住する地域における非核兵器地帯を宣言したという名誉を確認した。諸国首脳は、この事実が当地域のアイデンティティを強化することを確信するとともに、国際的に承認された非核兵器地帯の設立は、不拡散体制のみならず、国際的・地域的な平和と安全保障を強化することを強調した。すべての非核兵器地帯の設立は、

核軍縮達成に重要な貢献をなす。

3. 諸国首脳は、核保有国に対し、トラテロコ条約の議定書に対する全ての留保を撤回するよう強く求めた。これは地域諸国に対する核兵器使用の可能性の除去に資する。

4. 諸国首脳は、核不拡散条約(NPT)の3本柱、すなわち、核軍縮、不拡散、平和的原子力協力の、完全かつバランスのとれた履行を呼びかけた。

5. 諸国首脳は、NPTが要請する国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措施に基づく申告を行う義務を果たすことを再確認するとともに、すべての国家に対し、国際的義務に従い、すべての関係する保障措施を履行することを強く求めた。

6. 諸国首脳は、2010年5月にNPT再検討会議が開催され、最終文書が採択された後、その履行が停滞していることを強調した。これに対して、諸国首脳は、核保有国が、最優先課題である核軍縮を達成し、不可逆的、透明かつ検証可能なイニシアティブによる、核兵器の廃絶と禁止の完全な履行へ向けた進展の加速の必要性を再確認した。

7. 加えて、諸国首脳は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効要件国に対し、署名並びに批准の手続きを加速させるよう強く求めた。諸国首脳はま

た、核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始を呼びかけた。

8. 諸国首脳は、全般的な核軍縮とともに、多国間による、透明かつ不可逆的で、検証可能な核兵器全廃を達成するための具体的諸提案の立案作業に、我々が積極的に参画することの重要性を強調した。

9. 諸国首脳は、CELACが、核軍縮、不拡散、核エネルギーの平和利用に関する諸課題、並びに2015年NPT再検討会議と2012、2013、2014年の準備作業における団結した立場の結集軸となるとの願いを再確認した。この目的のために、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯条約機構(OPANAL)は、その所管分野において、CELACと協力するであろう。

10. 諸国首脳は、可能な限り早期の核兵器廃絶のために、その方策と道筋を見出すための国際ハイレベル会議の招集に向けた強いコミットメントを表明した。この会議は、特定の時間枠を明記した、核兵器の完全廃棄を達成するための諸段階における行動計画に合意することを目指すものになる。この行動計画は、核兵器の開発、生産、取得、実験、備蓄、運搬、使用または使用の威嚇を禁止するとともに、それらの破棄を規定するものとなるであろう。

(訳：ピースデポ。英文から訳出)

第66回国連総会決議投票結果

(2011年)

— 軍縮及び安全保障 —

本表は、第66回国連総会(2011年)における軍縮及び安全保障に関する決議への各国の投票行動を示すものである。紹介する国は、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、アラブ首長国連邦(軍縮・不拡散イニシアチブ(NPDI)に所属)である。5ページには核兵器保有など9か国(北朝鮮は核兵器保有の主張国)。6～7ページには左から米核兵器依存国、新アジェンダ連合(NAC)、その他の順に並べた。

<○:賛成 ×:反対 △:棄権 -:欠席>

決議の全データは、以下。 www.un.org/Depts/dhl/resguide/r66.shtml

				米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ン ス	中 国	印 ド	パ キ ス タ ン	イ ス ラ エ ル	北 朝 鮮	
				核兵器国									
A 核兵器				決議番号	賛成-反対-棄権		核兵器保有など9か国						
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/66/23	無投票										
2	中東非核兵器地帯の設立	A/66/25	無投票										
3	消極的安全保証	A/66/26	120-0-57	△	△	△	△	○	○	○	△	○	
4	NPT2010合意のフォローアップ	A/66/28	118-52-6	×	×	×	×	△	△	△	×	○	
5	2015NPT再検討会議	A/66/33	175-0-3	○	○	○	○	○	△	△	△	—	
6	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/66/40	168-6-6	×	△	×	×	△	×	△	×	×	
7	東南アジア非核兵器地帯条約	A/66/43	無投票										
8	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/66/44	158-2-21	○	○	○	○	○	○	×	△	×	
9	核兵器完全廃棄に向けた団結した行動(日本決議)	A/66/45	169-1-11	○	○	○	○	△	△	△	△	×	
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/66/46	130-26-23	×	×	×	×	○	○	○	×	○	
11	核兵器の危険性の低減	A/66/48	117-49-13	×	△	×	×	△	○	○	×	○	
12	核軍縮	A/66/51	117-45-18	×	△	×	×	○	△	△	×	○	
13	放射性廃棄物の投棄禁止	A/66/52	無投票										
14	核兵器使用の禁止に関する条約	A/66/57	117-48-12	×	△	×	×	○	○	○	×	○	
15	中東における核拡散の危険性	A/66/61	167-6-5	×	○	○	○	○	△	○	×	○	
16	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/66/64	175-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×	
17	CD活性化	A/66/66	無投票										
18	ミサイル	A/66/516	無投票										
B 他の大量破壊兵器													
1	新型大量破壊兵器の開発・製造禁止	A/66/21	168-1-1	×	○	○	○	○	○	○	△	○	
2	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/66/35	無投票										
3	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/66/50	無投票										
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/66/65	無投票										
C 宇宙(軍縮関係)													
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/66/27	176-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	○	
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/66/517	無投票										
D 通常兵器													
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/66/29	162-0-18	△	△	○	○	○	△	△	△	△	
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/66/34	無投票										
3	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/66/47	無投票										
4	特定の通常兵器の使用の禁止及び制限条約	A/66/62	無投票										
5	武器貿易条約(ATT)	A/66/518	166-0-13	○	○	○	○	○	○	△	○	—	
E 地域軍縮と安全保障													
1	インド洋平和地帯宣言	A/66/22	124-4-46	×	○	×	×	○	○	○	×	○	
2	地域軍縮	A/66/36	無投票										
3	地域及び準地域的軍備管理	A/66/37	175-1-2	○	△	○	○	○	×	○	○	○	
4	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/66/38	無投票										
5	軍備の透明性	A/66/39	156-0-23	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
6	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/66/55	無投票										
7	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/66/63	無投票										
F 他の軍縮手段及び国際安全保障													
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/66/24	無投票										
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/66/32	125-5-48	×	○	×	△	○	○	○	×	○	

第66回国連総会決議 (2011年) 投票結果

— 軍縮及び安全保障 — 【続き】

< ○：賛成 ×：反対 △：棄権 —：欠席 >

【国家の分類】

- 核兵器保有など9か国：核不拡散条約(NPT)上の5核兵器国及び事実上の核兵器保有国など4か国。
- 米核兵器への依存国：米国の核抑止力に依存する国々。

				オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	新アジア
A 核兵器				米核兵器依存国																		新アジア
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/66/23	無投票																			
2	中東非核兵器地帯の設立	A/66/25	無投票																			
3	消極的安全保証	A/66/26	120-0-57	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	
4	NPT2010合意のフォローアップ	A/66/28	118-52-6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	○	○	
5	2015NPT再検討会議	A/66/33	175-0-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	核軍縮への誓約履行の加速(NAC決議)	A/66/40	169-6-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	東南アジア非核兵器地帯条約	A/66/43	無投票																			
8	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約(FMCT)	A/66/44	158-2-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
9	核兵器完全廃棄に向けた団結した行動(日本決議)	A/66/45	169-1-11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
10	核兵器禁止条約の交渉開始(マレーシア決議)	A/66/46	130-26-23	△	△	△	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○	
11	核兵器の危険性の低減	A/66/48	117-49-13	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
12	核軍縮	A/66/51	117-45-18	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
13	放射性廃棄物の投棄禁止	A/66/52	無投票																			
14	核兵器使用の禁止に関する条約	A/66/57	117-48-12	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
15	中東における核拡散の危険性	A/66/61	167-6-5	△	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	包括的核実験禁止条約(CTBT)	A/66/64	175-1-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	CD活性化	A/66/66	無投票																			
18	ミサイル	A/66/516	無投票																			
B 他の大量破壊兵器																						
1	新型大量破壊兵器の開発・製造禁止	A/66/21	168-1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	化学兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/66/35	無投票																			
3	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/66/50	無投票																			
4	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/66/65	無投票																			
C 宇宙(軍縮関係)																						
1	宇宙における軍備競争の禁止	A/66/27	176-0-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	宇宙活動における透明性と信頼醸成措置	A/66/517	無投票																			
D 通常兵器																						
1	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/66/29	162-0-18	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
2	小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援	A/66/34	無投票																			
3	小銃火器のあらゆる側面における不正取引	A/66/47	無投票																			
4	特定の通常兵器の使用の禁止及び制限条約	A/66/62	無投票																			
5	武器貿易条約(ATT)	A/66/518	166-0-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
E 地域軍縮と安全保障																						
1	インド洋平和地帯宣言	A/66/22	124-4-46	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	
2	地域軍縮	A/66/36	無投票																			
3	地域及び準地域的軍備管理	A/66/37	175-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	地域及び準地域的信頼醸成措置	A/66/38	無投票																			
5	軍備の透明性	A/66/39	156-0-23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
6	地域的信頼醸成措置(中央アフリカ)	A/66/55	無投票																			
7	地中海地域における安全保障と協力体制の強化	A/66/63	無投票																			
F 他の軍縮手段及び国際安全保障																						
1	国際安全保障における情報・通信の開発	A/66/24	無投票																			
2	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/66/32	125-5-48	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	

【資料】第66回国連総会決議の投票情報

第66回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して52の決議をあげた。そのうち、主要な38を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD)参加65か国及び、アラブ首長国連邦の投票結果を総表にした。このデータは、各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する¹⁾。

A: 核兵器

1. 「アフリカ非核兵器地帯条約」／提案国: ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)など7か国。無投票。
2. 「中東非核兵器地帯の設立」／提案国: エジプト。無投票。
3. 「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結(消極的安全保証)」／提案国: キューバ、エジプト、インドネシア、イラクなど28か国。中国、日本は賛成。米国、ロシア、フランス、英国、NATO非核兵器国が棄権。
4. 「1995、2000、2010年のNPT再検討会議核軍縮合意のフォローアップ」／提案国: イランなど3か国。北朝鮮は賛成。中国を除く4核兵器国、イスラエル、NATO非核兵器国、日本、韓国は反対。中国、インド、パキスタンは棄権。
5. 「2015年NPT再検討会議及び準備委員会」／提案国: フィリピン。反対ゼロ。インド、イスラエル、パキスタンは棄権。北朝鮮は欠席。
6. 「核兵器のない世界へ: 核軍縮の誓約の履行を加速する」(新アジェンダ連合(NAC)決議)²⁾／提案国: NAC7か国、オーストリア。日本は賛成。北朝鮮、フランス、インド、イスラエル、英国、米国が反対。中国、ロシア、パキスタンは棄権。
7. 「東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)」／提案国: インドネシア(ASEAN及びバンコク条約加盟国を代表)など23か国。無投票。
8. 「核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産禁止条約」(FMCT)／提案国: カナダ。反対は北朝鮮、パキスタン。イラン、イスラエル、シリアなどが棄権。
9. 「核兵器完全廃棄へ向けた団結した行動」(日本決議)³⁾／提案国: 日本など99か国(米国含む)。中国をのぞく4核兵器国は賛成。反対は北朝鮮のみ。中国、インド、イラン、イスラエル、ブラジル、パキスタンなどが棄権。
10. 「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)(核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議)／提案国: マレーシアを中心とした55か国(北朝鮮、インド、イラン、イラク含む)。中国、パキスタンは賛成。フランス、英国、ロシア、米国、イスラエル、NATO非核兵器国(カナダ、ノルウェー、ルーマニアは棄権)は反対。日本、韓国は棄権。
11. 「核兵器の危険性の低減」／提案国: イ

- ンド、インドネシアなど28か国。パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。中国、ロシア、日本、韓国は棄権。
12. 「核軍縮」／提案国: キューバ、インドネシア、イランなど37か国。中国、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国は反対。ロシア、インド、パキスタン、日本、韓国が棄権。
 13. 「放射性廃棄物の投棄禁止」／提案国: ナイジェリア(アフリカ諸国を代表)、エルサルバドル。無投票。
 14. 「核兵器使用の禁止に関する条約」／提案国: エジプト、インド、インドネシア、マレーシアなど31か国。中国、パキスタン、北朝鮮は賛成。フランス、英国、米国、イスラエル、NATO非核兵器国が反対。ロシア、日本、韓国は棄権。
 15. 「中東における核拡散の危険性」／提案国: パーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イエメン、パレスチナなど24か国。中国、フランス、英国、ロシア、パキスタン、北朝鮮、日本、韓国は賛成。イスラエル、米国、カナダなどが反対。インド、パナマなどが棄権。
 16. 「包括的核実験禁止条約」(CTBT)／提案国: 5核兵器国、日本、ドイツ、韓国など66か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアなどが棄権。
 17. 「CD作業活性化と多国間軍縮交渉の促進」⁴⁾／提案国: オランダ、南アフリカ、スイスなど54か国。無投票。
 18. 「ミサイル」／提案国: エジプト、インドネシア、イラン。無投票。

B: 他の大量破壊兵器

1. 「新型大量破壊兵器システムの開発・製造禁止(CD報告)」／提案国: キューバ、インドネシア、ロシア、パキスタンなど14か国。反対は米国。イスラエルが棄権。北朝鮮、インド、中国などが賛成。
2. 「化学兵器の開発、生産、貯蔵、及び使用の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国: ポーランド。無投票。
3. 「テロリストによる大量破壊兵器取得防止措置」／提案国: インド、フランス、ロシア、英国、ドイツ、アイルランド、米国など56か国。無投票。
4. 「生物及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止、及びそれらの廃棄に関する条約」／提案国: ハンガリー。無投票。

C: 宇宙

1. 「宇宙における軍備競争の禁止」／提案国: スリランカなど27か国。イスラエル、米国が棄権。
2. 「宇宙活動における透明性と信頼醸成措置」／提案国: 中国、ロシア。無投票。

D: 通常兵器

1. 「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び輸送の禁止、及びその廃棄に関する条約の履行」／提案国: アルバニア、ノルウェー、カンボジア。米国、ロシア、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、韓国などが棄権。

2. 「小銃火器の不正取引の阻止と回収のための諸国への支援」／提案国: 西アフリカ経済共同体参加国を代表するマリなど86か国。無投票。
3. 「小銃火器のあらゆる側面における不正取引」／提案国: コスタリカ、フランス、ドイツ、日本、英国など84か国。無投票。
4. 「特定の通常兵器の使用の禁止、及び制限条約」／提案国: ブルガリア、スウェーデン。無投票。
5. 「武器貿易条約(ATT)」／提案国: アルゼンチン、コスタリカ、日本、英国など7か国。5核兵器国、インド、イスラエルは賛成。イラン、パキスタン、シリアなどが棄権。北朝鮮は欠席。

E: 地域軍縮と安全保障

1. 「インド洋平和地帯宣言の履行」／提案国: 非同盟運動を代表してインドネシア。中国、ロシア、日本、韓国などが賛成。フランス、英国、米国、イスラエルが反対。NATO非核兵器国は棄権。
2. 「地域軍縮」／提案国: エジプト、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ネパール、パキスタン、ペルー、サウジアラビア、スリランカ、トルコなど14か国。無投票。
3. 「地域、及び準地域レベルでの通常軍備管理」／提案国: ベラルーシ、エジプト、イタリア、マレーシア、パキスタン、ペルー、シリアなど10か国。反対はインド。ロシアは棄権。
4. 「地域及び準地域的文脈における信頼醸成措置」／提案国: エジプト、マレーシア、パキスタンなど10か国。無投票。
5. 「軍備の透明性」／提案国: コスタリカ、米英仏3か国、イスラエル、日本など96か国。反対ゼロ。エジプト、イラン、イラク、ヨルダン、シリアなどが棄権。北朝鮮は欠席。
6. 「地域的信頼醸成措置: 中央アフリカにおける安全保障問題に関する国連常設諮問委員会の活動」／提案国: コンゴ民主共和国など13か国。無投票。
7. 「地中海地域における安全保障と協力体制の強化」／提案国: エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガルなど41か国。無投票。

F: 他の軍縮手段及び国際安全保障

1. 「国際安全保障における情報・通信分野の開発」／提案国: コスタリカ、キューバ、中国、インド、ロシアなど33か国。無投票。
2. 「軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進」／提案国: インドネシア(非同盟運動を代表)など4か国。イスラエル、英国、米国は反対。フランス、NATO非核兵器国(ハンガリーは賛成)、日本、韓国は棄権。

注

- 1 www.reachingcriticalwill.org/political/1com/1com11/resolutions.html
- 2 ピースデポHPに全訳。 www.peacedepot.org/resources/agenda/agenda2011-1.html
- 3 本誌388号(2011年11月15日)に決議文全訳。
- 4 本誌387号(2011年11月1日)に関連記事。

弔いとして 絵を描き続けて



長尾 祥子さん
画家

私は物心ついたときから、今の広島市西区で育ちました。記憶に染み付いているのは己斐の街で、絵にもよく出てくる、原体験の沢山詰め込まれている場所です。意識の深層にあるものを形に置き換えようと、西大橋や犬などの、幼児期、身辺に囲まれていたものがモチーフになっています。うまく言葉にはできないものも、絵の中に置いていくと、一番しぜんに、誰かに物を語るように形象化できます。特にたびたび絵に出てくるのは、子どもの頃、西大橋の上から見た満ち潮の風景です。夕暮れの中を、川床いっぱいに泡が大きく蛇行しながら、上流へ遡って押し寄せてくる。何度見ても飽きなくて、引き込まれる風景なんです。自分が人の子であることを忘れ、自然とひとつになっているような感覚でした。

1945年の被爆当時、私は小学校6年生で中国山地へ疎開していましたが、自宅は爆心地から2キロ圏外にありました。弁護士の父親は親戚や知人を尋ねて歩いた挙句、体調を崩し、翌年5月に亡くなりました。本来、絵画というものは、純粹に造形的に組み立て、画面を成り立たせて作るものですが、私の場合は、そうした幼児期の風景を、すべて一枚の画面に描き込もうとするので、非常に重層的な、重たい印象になります。私が描くのは、いつも死んでいった人たちです。しぜんにレクイエムになっています。父のなぜ死ぬのかもわからない死に方がその原点にあり、これは「弔い合戦」だと思っています。

「宇品港」について：1937～38年、広島は非常な軍都で、全国から召集された兵隊さんに、市内の各家庭では一夜の宿を提供していました。翌朝には宇品港から戦地へ送られて行く彼らのために、私の父母はささやかでも心をこめた晚餐をいつも用意したものです。あるとき、私がお座敷の隅っこにいと、兵隊のおじさんに、「お嬢ちゃん、おいでおいで」と呼ばれ、あぐらの中に抱っこされました。最初は静かに抱っこされていたのですが、次第に、妙にっか

りと抱きしめられ、あまりにその力が強いので、私はワッと泣き出しました。おじさんは、はっとして、泣くような笑うような困った顔をして、手を緩めました。翌朝目を覚ますと、もう兵隊さんたちはみんな船で発った後でした。爾来、船出の音を耳にするたび私の脳裡には、防波堤の彼方にマッチ箱大の船が一つ、あの泣きそうな笑い顔をした兵隊さんを乗せて暗い海面を遠ざかって行く像が焼きついて離れません。

「観音国民学校東校舎」について：1940年4月、入学した当時の市立観音小学校は翌年の制度改正で「観音国民学校」に変わり、教科書の「サイタ サイタ サクラガサイタ」は「ススめ ススめ ヘイタイススめ」となりました。そして45年、市内の学童たちは集団・縁故の疎開組と市内残留組とに分けられ、それぞれの地域で原爆投下と敗戦に遭遇することになります。この作品は決して撮影されることのなかった学友たちとの記念撮影。死んでいった子も生き残って大人になった子どもたちも一緒に画面の中であの時点に留まり続けているのです。

軍都広島には大本営があり、宇品、呉、江田島などもあって、街全体が銃後の主要な要塞でした。朝礼でも「君が代」や「海ゆかば」が流れ、朝から晩まで、日常の隅々にまで軍国主義に律せられていました。灯火管制で一定時間にしか電気が来ない、非常時でした。人々の生活があたりまえに営まれていないという意味では、3.11以降の今も通底しています。

今、私は自分の最終ラウンドだと思っています。自分が本気で描いたものは観る側に何らかのおもいとして伝わっていくことでしょう。自分が本位だと思う作品を描き続けていきたいですね。

(聞き手・写真：松長怜美、まとめ：塚田晋一郎、取材協力：ギャラリー上原)



「宇品港」



「観音国民学校東校舎」

ながお・しょうこ

1933年、広島市東区生まれ。西区の己斐や、南観音町などで育つ。原爆投下後、一時帰宅し、被爆者健康手帳を持つ。その後上京し、武蔵野美術大へ入学。世田谷区在住。「ギャラリー上原」で定期的に個展を開催。2011年10月、作品17点を広島市内の中学・高校に寄贈。

日誌

2012.1.6~1.20

作成：中村桂子、林田光弘、塚田晋一郎

NNSA=国家核安全保障管理局

- 1月6日 広島市、長崎市、11年7~9月の米Zマシン核実験に対する抗議文を送付。
- 1月8日付 イラン革命防衛隊高官、原油輸出制裁発動時に、ホルムズ海峡の封鎖を命じることを「指導部が決定」したと発言。
- 1月8日 日本政府、ヨルダン政府との間で原子力協定に関する公文を交換。
- 1月9日 AP通信など、イラン中部コム近郊の地下にあるウラン濃縮施設で、濃縮度を約20%に高める作業が始まったと報道。
- 1月10日 米誌「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」、「終末時計」の針を1分進め、「残り5分」になったと発表。
- 1月10日 広島市、長崎市、11月16日実施の米Zマシン核実験に対する抗議文を送付。
- 1月11日 韓国外交安保研究院、北朝鮮が2012年内に長距離ミサイル発射や核実験を実施する可能性に言及した報告書を発表。
- 1月12日 安住財務相、ガイトナー米財務長官との会談で、イランからの原油輸入量を削減する方針を表明。
- 1月12日 イラン最高指導者ハメネイ師、11日の同国核施設幹部暗殺事件はCIAとイスラエル情報機関モサドの支援によると明言。
- 1月13日 「平和市長会議」の第一回国内加盟都市会議が広島市で開催(～14日)。国内加盟75都市の首長ら111人が出席。
- 1月13日 韓国政府当局者、北朝鮮が11日に日本海に向け短距離弾道ミサイル3発を発射したと明らかに。
- 1月14日 「脱原発世界会議」(実行委員会主催)、横浜市で開催(～15日)。

海外派遣カンパ：合計308,090円 ありがとうございました。

有銘佑理さんの韓国「平和ネットワーク」へのインターン派遣のため、目標額(30万)を超えるカンパをいただきました。
(集計期間：11年10月15日～12月15日)
ご協力ありがとうございました。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポ第13回総会記念シンポジウム

「北東アジアの平和のかたちと市民社会の役割」

2012年 2月25日(土) 午後1時半～4時半 (1時15分開場)

川崎市総合自治会館ホール JR・東急線 武蔵小杉駅・徒歩約7分

【第1部】 基調講演

イ・キホ (ハンシン大学教授、「ノーチラスARI」常任理事)
「韓国から見た北東アジアの安全保障環境」

【第2部】パネル ディスカッション

高原 明生 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
「台頭する中国の行方—日本はどう向き合うのか」

※翌26日午前10時に同会館で総会を開催します。どなたでもご参加できます。

●1月20日 北朝鮮・祖国平和統一委員会、ウェブサイト掲載の文書で金正恩氏が過去の核実験を「陣頭指揮」していたと述べる。

沖縄

●1月6日 一川防衛相、米新国防戦略は「アジア太平洋地域を重視する米国側の姿勢は変わらないので歓迎したい」と述べる。

●1月6日 沖縄防衛局、普天間代替施設環境影響評価(アセスメント)の欠落部分を県に提出。県は受理手続きを完了。

●1月7日 米軍嘉手納基地に放射性物質を分析するWC135Wが飛来。特殊機の飛来が相次ぎ、6機目。北朝鮮の動向監視の可能性。

●1月7日 仲井真知事、辺野古移設に向けたアセス評価書への知事意見で、県外移設の公約を反映する考えを示す。

●1月8日付 アセス評価書の20か所以上で知事意見を反映していないことが判明。

●1月8日付 アセス評価書、準備書で2年目からとなっていた埋め立て工事を前倒しし、1年目から行うことを明記と判明。

●1月8日付 アセス評価書、滑走路短縮のため、オスプレイは離着陸時にオーバーランを使用し、集落上空を飛行することを明記と判明。

●1月8日付 アセス評価書、オスプレイ配備を明記と判明。

●1月8日付 アセス評価書、ジュゴン生息状況調査で、大浦湾西部で食跡が見つかりながらも、代替施設建設による影響は否定と判明。

●1月9日 伊波前宜野湾市長、安里市長の辞職に伴う市長選挙への出馬を表明。オスプレイ配備中止、海兵隊の国外・県外移転、普天間

基地閉鎖・返還を求める。

●1月11日 公務中の在日米軍人による08年1月～11年9月の死亡・重傷交通事故28件中27件で懲戒処分のみだったことが判明。

●1月13日 一川防衛相、離任会見で、辺野古移設に向けた沖縄の合意形成を困難視。

●1月13日 県、アセス評価書の閲覧を求めている市民らに、評価書を開示。

●1月13日 名護市議会臨時会、アセス評価書提出に対する抗議決議と、評価書の公開と県外・国外移設を求める県民意見を知事意見に反映させることを求める意見書を可決。

●1月17日 田中防衛相、辺野古代替施設年内着工を示唆する発言を事実上修正。

●1月17日 名護市議会、環境影響評価書に対する意見書を県に提出。

●1月17日 仲井真知事、普天間飛行場跡地利用に向けた土地の先行取得に、沖縄振興交付金を活用したい考えを示す。

●1月17日 防衛局、高江ヘリパット工事を約2か月ぶりに再開。市民が座り込み。

●1月17日 第2次普天間爆音訴訟団、記者会見で、原告数が目標の千人を上回る3千人に達したと報告。

●1月19日 防衛局、アセス評価書と要約書の閲覧を県内4か所で開始。2月17日まで。

●1月20日 仲井真知事、防衛省で田中防衛相と初会談。知事、普天間県外移設を求める。防衛相、「日米合意が大前提」と述べる。

今号の略語

ATT=武器貿易条約

CELAC=ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体

COCOM=対共産圏輸出統制委員会

MD=ミサイル防衛

NAC=新アジェンダ連合

WA=ワッセナー・アレンジメント

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、大塚さやか、小野まい子、塚田夢生、林田光弘、松長怜美、梅林宏道